

DEPENDANT'S PASS



保護者の皆様へ

シンガポール日本人学校事務局

**DEPENDANT'S PASS ディペンダントパス（写）の提出について**

シンガポール移民局の通達により、日本人学校に通う児童・生徒は、就学可能な滞在許可証 (DP, PR, Student Pass 等) を保有している必要があります。

新入生・編入生は編入学日より2週間以内に滞在許可証 (DEPENDANT'S PASS 等) の写しを下欄に貼り付けて、事務局へ必ずご提出ください。

就学可能な滞在許可証がない場合は、学校に通学できませんのでご注意願います。(観光ビザ、ロングタームビジットパスでは就学できません)

締切日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\* ディペンダントパスを更新された時も、必ず学校へコピーを提出して下さい。

\* 通学中にディペンダントパスをキャンセルする場合は、必ず事務局へご相談下さい。

.....き.....り.....と.....り.....

( ) 小学部 ( ) キャンパス

( ) 中学部

学籍番号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

表

裏